

生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約の課題
－ 保険金受取人の変更と介入権を中心として－

大阪大学 山下典孝

■アブストラクト

本稿では、保険金受取人の変更の効力発生要件に関して、変更の意思表示の通知の発信時、通知の到達時について検討を加える。保険契約者が家族や友人等に保険金受取人変更書類を手渡した時点で通知の発信と考えられるか、コールセンターに連絡をして担当者として保険契約者が具体的に保険金受取人の変更についてやり取りを交わした時点で到達と考えられるか、営業職員に対し保険金受取人変更書類を手渡した時点で到達と考えられるか等、簡単な想定事例で検討を行う。保険者の同意要件を保険金受取人変更の要件とすることに関連する解釈問題、一定の親族のみを保険金受取人に変更する旨の制限付条項がある場合に、遺言による保険金受取人変更についても同じ制限を条項で設けることが許されるか等について検討を加える。

■キーワード

保険金受取人の変更、保険金受取人の死亡、介入権

I はじめに

本報告は、平成 19 年 6 月 6 日に公布され平成 21 年 4 月 1 日施行予定の保険法（以下、「保険法」と称する）において、保険金受取人の変更、介入権を中心に、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約の課題について検討を行うことを目的とするものである。

II 保険金受取人の変更に関する課題

1. 保険金受取人の変更の効力発生要件に関して

保険法においては、保険金受取人変更の意思表示の相手方を保険者に限定し、保険金受取人の変更の効力発生時を保険金受取人変更の通知が保険者に到達することを条件に、通知の発信時に遡って効力を認める（保険法 43 条 2 項・3 項、72 条 2 項・3 項）。

そこで問題となるのは、通知の発信と、保険者への到達をどの時点において認めるかである。

(1)通知を発したときとは

通知の発信に関しては、保険金受取人変更の意思表示が保険者に対して発信された第三者によって認識されうる客観的状态におかれたときと解する見解が示されている⁽¹⁾。

通知の発信時点が問題となるのは、保険者に対する保険金受取人変更の意思表示が被保険者死亡後に到達した場合である。この場合、保険金受取人変更の効力が認められるためには、保険事故（保険給付事由）発生までに保険契約者が保険金受取人変更の意思表示を発信しておくことが必要となるからである（民法 97 条 2 項、保険法 43 条 1 項・3 項・72

(1) 長谷川仁彦「保険金受取人の変更の意思表示と効力の発生」竹濱修・木下孝治・新井修司編『保険法改正の論点』（法律文化社、2009 年）253 頁。

条 1 項・3 項)。

通知の発信がどの時点であるかと考えるかを具体的に考えるために以下に例を示して検討してみたい。

①保険金受取人変更書類に必要書類を記載し署名捺印したが、当該書類を机の引き出しに入れていた。

②①の変更書類をポストに投函して欲しいと妻に頼んだが、妻が失念して投函しないで机の上に置きっぱなしにしていた。

③①の書類を保険契約者自らポストに投函した。

①の場合には、保険契約者の保険金受取人変更の意思表示を示した変更書類が書面で示されただけで(変更の意思表示の表白はあるが)、それを保険者に対し発信したとは考えられない。

②の場合は、保険契約者の使者が、保険契約者に意思表示を保険契約者に代わって発信したと言えるかである。

本人である保険契約者の指示に従い、使者である妻が、保険金受取人変更書類に必要事項を記入することを頼まれた上それをポストに投函するようなケースであれば、妻は表示機関としての使者として考えられる余地が出てくる。この場合には、保険契約者の意思表示を完成させる者が保険金受取人変更書類をポストに投函していなかったとして、発信はなされていないと考える余地が出てくる。

これに対し、②の場合のように、保険契約者が保険金受取人変更書類に必要事項を記載している場合はどうなるか。使者に対し保険契約者が保険金受取人変更の意思表示を発信し、それを使者が保険契約者に代わって保険者に向けて行うことを依頼した、すなわち、使者は保険契約者の変更の意思表示の伝達機関と考え、使者に対して保険金受取人の変更の意思表示を依頼すれば、それは発信と解する立場があり得るであろう。別の考え方としては、例え伝達機関と考えても、使者は保険契約者の手足に過ぎず、その者が実際に変更の意思表示を発信したものと客観的に評価できなければ発信とは言えないとする立場もあり得る。保険契約者の変更の意思表示をできるだけ尊重するのであれば、前者の立場が支持されるであろうが、保険契約者の支配圏内から変更の意思表示が客観的になされたと判断できるかについては疑問がないわけではない。

③の場合は、保険契約者自ら、変更書類を郵便ポストに投函して、その意思表示が保険者に向けられて行われたと考えられることから、発信されたと考えられることとなる。

(2) 保険者に到達したとき

次に意思表示の到達について検討する。

到達とは、意思表示の受領者がその意思表示を受領することのできる状態におかれること、換言すれば、意思表示の相手方が了知可能な状態におかれることであると解されてい

る⁽²⁾。

保険者への到達をどの時点であると考えかを具体的に考えるために以下に例を示して検討してみたい。

- ①保険会社のコールセンターに保険金受取人変更について連絡をとった。
- ②営業職員に対し保険金受取人変更書類を手渡した。
- ③保険金受取人変更書類を保険者の営業所に持参した。

この問題について、保険金受取人の変更の意思表示は、処理権限のある機関が受領したときを到達とするのがもっとも保険者の保護が図られるとしながらも、営業所（支部等とも呼称）が限定的な範囲での来店機能を有し、近時の情報機能の発達等からみて、保険契約者の意思の効力発生時期をより早い段階での実現要請から保険者の営業所に達したときをもって到達とみるのが、バランスとして合理性があるとする見解が唱えられている⁽³⁾。

この考え方によれば、③の場合には、到達したものと考えられることとなるが、②の営業職員に変更書類を手渡しだけでは、到達したものとは考えられないこととなる。

しかし、保険会社の営業職員に受取人変更書類を手渡せば、保険者側の支配圏に変更の意思表示を表白した書類が到達したものとも考えられる。もっとも営業職員について保険会社から保険金受取人変更書類を保険契約者から受領する権限が与えられているにしても、処分権限は与えられていない。単なる保険会社の使者にすぎない営業職員に対して受取人変更書類を手渡したのみで、その時点で保険金受取人変更の意思表示が到達することに対する疑問も生じ得るであろう。そのことから、通常、営業職員が当該変更書類を受け取り、それを担当の支社等に持ち帰ったときにおいて、到達したとする考え方もあり得る。しかし、数時間の違いにすぎないが、通常の保険契約者の認識から考えれば、営業職員に変更書類を手渡せば、それは保険会社に行ったものとするのが通常ではないかと考え、営業職員に変更書類を手渡したときをもって、到達したものと解したい。この場合、営業職員が直ちにその書類を営業所に持ち帰り所定の部署に F A X 等で変更の内容を知らせれば、実務上も大きな問題は生じないかも知れない。しかし、夕方に保険契約者の自宅を訪問し書類を受けており、翌日から連休が続き、変更書類を受け取ってから営業日までの期間がかなり空くような場合に、問題が発生する可能性がある。このような場合において、何時の時点で変更書類を受け取ったかの記録等をきちんと確保しておくことが重要となるであろう。

次に①の場合、保険契約者が保険者に対して保険金受取人の変更の意思表示を電話で行ったと考えられなくもない。通常、単に保険金受取人の変更をしたいので変更書類を届けて欲しいというだけのやり取りがなされるわけではなく、具体的に誰から誰に保険金受取人を変更するかを確認した上で、保険金受取人変更書類を保険契約者に郵送等がなされて

(2) 最 1 小判昭和 36 年 4 月 20 日民集 15 卷 774 頁。

(3) 長谷川・前掲(注 1)論文 252 頁。

いるからである。保険法では保険金受取人の変更の方式については何も求めておらず、口頭で行うことも理論的に許されることになる。また保険者に対する保険金受取人変更に関する保険法 43 条 2 項・72 条 2 項は強行規定と解されていることから⁽⁴⁾、変更書類によって行なわなければ変更の効力が生じないとすることも許されないと解されることとなる。

しかし、この場合、保険契約者自身が保険金受取人の変更の意思表示を行ったか否かを保険者が確認しないと、保険者は二重払いの危険にさらされることとなる。コールセンターへの電話による保険金受取人変更が保険契約者自身による確定的な変更の意思表示であるかの確認が難しいことと、保険契約者の保険金受取人変更の意思表示が確定的になされたという証拠の保全のため、通常は、所定の変更書類を郵送等し、必要事項を書面で確認の上、保険契約者の変更の意思確認を行うことがなされている。

そうであれば、コールセンターへの電話連絡のみでは、保険金受取人変更の意思表示の確定が難しいと考えるのであれば、到達とはならないものと考えられなくもない。例えば、コールセンターに電話をしてから変更書類を受け取って数週間経っても変更書類を返送してこなかったようなケース等について問題となり得るであろう。もっとも、保険金受取人の変更書類を受け取り、それに従い、必要事項を記載し、それを発信する前に保険事故（保険給付事由）が発生したような場合には、保険契約者の保険金受取人変更の意思表示が書面により客観的に確認できることから、例外的に、コールセンターへの連絡をした時点で、到達として処理をすることも考えられなくはない。

2. 保険金受取人変更の意思表示の確認手段

前述の通り、保険者の営業職員に対する変更書類の提出をもって発信があったとする見解は、保険金受取人変更の意思表示が変更書類という一定の書式に従って行われたものであることを前提に考えているものと思われる。例えば、保険契約者兼被保険者が、口頭で営業職員に雑談の際に話した変更の内容を持って、変更の意思表示がなされ、それが到達したと考えるかは、一般的には難しいものと考えられる。保険者への到達の時期を保険者の支店等（支社、支部も含む）に変更書類が到達した、あるいは営業職員等に手渡したときと解し、保険契約者に有利に考える前提としては、一定の書面性を要求することが前提としておれば、無用なトラブルを生じることもないように考える。もっとも書面を強制することは先述の通り、強行規定に反することになってしまう。法解釈論としては、保険契約者の保険金受取人変更の意思表示が明確になされているか否かを判断する際の判断基準として考えることになる。

3. 抽象的な保険金受取人の決定に関する問題

妻、子、配偶者、相続人という抽象的な保険金受取人の指定（決定）も許されている。傷害疾病定額保険契約の約款では、保険金受取人を具体的に決めていない場合には、被保

(4) 萩本修編著『一問一答・保険法』（商事法務、2009年）181頁・184頁。

険者の法定相続人が保険金受取人となるとされている。従来の解釈では、保険事故発生時に、妻、子、配偶者、相続人の地位にある者が保険金受取人となると解されていた⁽⁵⁾。保険法では後述の一定の保険金受取人の介入権が制度上認められたことから（保険法 60 条 1 項 2 項・89 条 1 項 2 項参照）、契約成立段階から誰かが保険金受取人となっていることが必要となる。保険法施行後は、抽象的な決定をした場合、その決定時に、妻、子、配偶者、相続人の地位にある者が保険金受取人とされることになると考えられる。万一、その地位にある者がいない場合には、誰が保険金受取人となるか解釈上問題となる。この場合、保険契約者自身を保険金受取人とする自己のためにする保険契約となると解することとなるが、疑義が生じる可能性もあり得るので、約款等で手当をしておくことが必要ではあろう。

4. 保険者による保険金受取人変更の同意要件

保険法 43 条 1 項、72 条 1 項は任意規定とされており、保険金受取人変更に関して保険者の同意を得ることを要件とすることは認められると解されている。この規定の導入は、共済のように共済契約者の福利厚生という観点から一定の者に共済受取人の範囲を限定する必要性があることを念頭に、従来、共済団体の同意を得ることとしてきた規約内容を維持するために設けられたものと考えられる⁽⁶⁾。その趣旨を考えれば、民間の保険会社において保険金受取人の変更の際に保険者の同意を得るとする約款条項を新設することは許されないものと解されるのかが問題となる⁽⁷⁾。

保険契約の引受段階で誰が保険金受取人となっているかはモラル・ハザード対策として保険契約引受の際の重要項目とされている。引受基準上問題があれば保険契約の引受そのものをしないことが選択肢として認められるものと解されている⁽⁸⁾。引受段階で選別をしながら、保険金受取人変更の際には、誰を保険金受取人に変更しても許されるのであれば、一貫性のない対応となる。また、引受段階での選別を容易に回避するために一時的に引受基準に合致する者を保険金受取人として、直ちに保険金受取人を変更すればよいという話になる。モラル・ハザードという不鮮明な理由で、保険者の同意を要件とすることは許されないという見解が支配的であると思われるが、保険者の同意の拒否については、保険者側に立証責任を負わせるという内容の条項を設ければ、保険者の同意権の濫用を防げるとも考えられ、共済団体のみを特例として考える必要はないと考えられる。

(5) 最 3 小判昭和 40 年 2 月 2 日民集 19 卷 1 号 1 頁、最 2 小判昭和 48 年 6 月 29 日民集 27 卷 6 号 737 頁。

(6) 山下友信「公開講演会 保険法制定の総括と重要解釈問題（生保版）」生保論集 167 号（2009 年）28 頁。

(7) 山下（友）前掲（注 6）28 頁では生保会社において同様な約款条項を設けることについて否定的に考えられているようである。

(8) 山下友信『保険法』（有斐閣、2005 年）488 頁。

次に問題となるのは、共済契約において、いかなる場合においても、共済団体の同意がなければ変更は認められないかである。死亡共済金の受取人を被共済者の親族のみに規約上限定している場合、親族がいなく、特別縁故者を受取人としていたいと考えているときなどにも遺族ではないという理由のみで、共済団体は同意を拒否できるのか。この場合でも同意の拒否ができることとなれば、被共済者が死亡した場合の死亡共済金は、共済契約者兼被共済者の相続財産を構成することとなってしまう。その者に負債がなければ、特別縁故者が相続財産として死亡共済金を得ることもあり得るが、負債等があれば、共済契約者兼被共済者の債権者の引当に利用されることとなる。一定の場合には、共済団体においても同意権の濫用の問題として、例外的に処理されるケースも出てくる可能性があるように考える。

5. 遺言による保険金受取人の変更による課題

遺言による保険金受取人変更の効力は、遺言の効力として認められるものであることから、遺言者死亡時と考えられる（民法 985 条 1 項参照）。

保険金受取人の変更の場合も被保険者同意が効力要件とされていることから（保険法 45 条、74 条 1 項本文・2 項）、保険契約者兼被保険者が遺言者となるのが、通常だろうと考えられる。保険法では、保険金受取人変更の効力は、被保険者死亡と同時にでもよいとされており（保険法 43 条 1 項、72 条 1 項参照）、これは先述の通り、遺言者死亡時すなわち、被保険者死亡時と同時に保険金受取人変更の効力を認めることに対応したものである⁽⁹⁾。

旧来は保険金受取人の死亡に関する商法 676 条 2 項の場合の除き、保険金受取人の変更は保険事故発生前に行うものとする見解が前提にあったものと考えられていたことから、下級審裁判例⁽¹⁰⁾では、保険金受取人変更の意思表示が遺言作成時に行われ、変更の効力が発生するのは遺言者死亡時（被保険者死亡時）とする技巧的な解釈を採るものがあった。

保険法においてはそのような技巧的な解釈を採ることは不要となる。また旧来の下級審裁判例⁽¹¹⁾では、保険金受取人変更の意思表示は相手方のない意思表示と解するものがあったことから、遺言が形式的に無効となった場合でも、遺言書中に示された保険金受取人変更の意思表示が明確に示されていたときには、保険金受取人変更の効力を認めるべきとする解釈もあり得た。しかし、保険法においては、遺言による保険金受取人変更は、あくまでも変更の意思表示の相手方を保険者とする一般原則の特則として認めるものであるから、遺言が形式に無効となれば、たとえ遺言書中に保険金受取人変更の意思表示が明確に示されていたとしても、変更の効力は認められないこととなる。

また遺言書作成後に、保険契約者変更がなされて、遺言者が保険契約者でなくなった場

(9) 萩本・前掲（注 4）書 186 頁（注 2）参照。

(10) 東京高判平成 10 年 3 月 25 日金判 1040 号 6 頁、神戸地判平成 15 年 9 月 4 日最高裁 HP。

(11) 前掲・東京高判平成 10 年 3 月 25 日、前掲・神戸地判平成 15 年 9 月 4 日等

合には、遺言の効力発生時を基準に保険契約者である者が保険金受取人の変更をしたかが問題とされるため、変更の効力は否定されることとなると考える。

遺言書作成後に、保険料不払があり、支払猶予期間経過後に当該契約が解除され、その後、当該保険契約が復活した場合に、当該遺言による保険金受取人変更の効力が認められるか⁽¹²⁾。保険契約の復活は、新たな保険契約の申込みと解するのであれば、復活前の旧契約に関してなされた遺言による保険金受取人変更の効力は、復活後の新契約には及ばず、遺言による保険金受取人変更の効力は否定される結論になる。しかし、保険契約の復活については、失効前の状態を回復させることを内容とする特殊な契約であり、従前の保険契約が継続したものと取り扱われると解するのが多数説であり⁽¹³⁾、この考え方によれば、遺言による保険金受取人変更の効力は、復活後の保険契約にも及ぶものと解することになる。遺言者の意思を合理的に解釈し、復活の法的性質から考えれば後者の考え方によることになる。

保険法においては遺言による保険金受取人変更に関して、民法の特則は置かれていないので、民法の遺言に関する規制に服することとなる。

遺言による保険金受取人変更に関する解釈論として以下の点が問題となる。

遺言書作成後に遺言書記載の保険金受取人とは異なる者を、保険者に対して保険金受取人変更手続きをした場合でも当該遺言書には、遺言の効力発生と同時に、保険金受取人の変更の効力を認めるという記載があったとしても、民法 1023 条 2 項により、遺言の撤回として処理されることとなるか。保険法では、遺言による保険金受取人変更の効力を先述の通り遺言者死亡時に変更の効力が生じることを前提とし、多くのケースでは保険契約者兼被保険者死亡時を想定し、保険事故（保険給付事由）発生までに変更を認めることとしている。そうであれば、遺言の効力発生と同時に保険金受取人の変更の効力を認めることは当然のことを記載したものに過ぎない。したがって、そのような記載があったからとして別段の取扱をする必要はないものとする。仮に、遺言の効力発生後に保険金受取人の変更の効力を認める旨の記載があった場合には、保険金受取人変更は保険事故（保険給付事由）発生までに行う旨の保険法 43 条 1 項・72 条 1 項の規定に反する内容となり、効力発生の時期に関する条件部分の記載はなかったものとして処理されるものとする。

次に、保険法においては、遺言による保険金受取人の変更に関する 44 条 1 項・73 条 1 項は任意規定と解されており、約款等で、これを認めないとする条項を設けることも許される。先述の共済契約において、共済団体の同意を必要とする旨の条項を設ける場合には、

(12) 生命保険契約に適用される約款においては、通例、失効の日より 3 年以内であれば保険契約者が失効した契約の復活を請求することができる旨の定めが置かれている。

(13) 竹瀝修「生命保険契約の失効と復活」『保険法の現代的課題』（法律文化社、1993 年）293 頁・294 頁、日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務』（金融財政事情研究会、2004 年）218 頁・219 頁、山下（友）・前掲（注 8）書 351 頁・352 頁等参照。

遺言による保険金受取人変更そのものを否定することも考えられなくはない。もっとも、一定の範囲の者に共済受取人の変更がなされている限りは、共済団体の同意がなくても共済の目的や共済の制度趣旨に反することにもならないとも考えられる。また事後的に共済団体が同意を与えれば、全面的に否定する理由はないとも考えられる。

通常の保険金受取人変更の範囲を一定の者に限定する旨の条項を置いている上で、遺言による保険金受取人変更を約款等で認め、その範囲については、一般原則を設けた条項と同様に一定の範囲の者に限定した変更しか認めないとする条項を置くことも考えられなくはない。しかし、このような制限は、民法上遺言に関する規定は強行規定と解されていることと、遺言自由の原則との整合性が問題となる。

この点に関して、遺言に関する民法の規定は強行規定であると解されていることから、約款で遺言の記載事項についてそれと異なる内容を定めたとしても、当該約款の定め効力は否定されるとする指摘がなされている⁽¹⁴⁾。

確かに、約款等で遺言による保険金受取人に関して一定の記載事項に従って行わなければ効力を生じないとする条項を設けることは許されないと考えられる⁽¹⁵⁾。しかし、保険法 43 条 1 項・72 条 1 項は任意規定と解されており、合理的な理由に基づき保険金受取人の変更を認めないこと、保険者の同意を要件に加重すること、保険金受取人の範囲を一定の者に制限すること、等を約定することも許されるものと解されている。約款等で通常の保険金受取人変更について、保険金受取人の範囲を一定の者に限定する条項が認められている場合、遺言による保険金受取人変更は、保険金受取人変更の一般原則の特則として認められていることを考えれば、遺言に関する民法の強行規定にも反せず、また遺言自由の原則との関係においても、保険法で許されている制限が優先するものと解することになり、上述の約款条項は有効なものと考えられるのではないかと⁽¹⁶⁾。

現行商法 680 条 1 項 3 号でいう「保険金額ヲ受取ルべき者」とは、保険金受取人と形式的に指定された者のみならず、被保険者が死亡することによって相続等により事実上、保険金を受領する地位にある者も含まれると解されている⁽¹⁷⁾。そして、約款上の被保険

(14) 萩本・前掲(注4)書 186 頁(注3)。

(15) 遺言による保険金受取人の変更を法定し、遺言事項に関して民法の特則を設けなかった限りは、遺言の解釈原理に従い処理されることとなってしまう。したがって遺言書中の記載事項について、保険金受取人変更の内容であるか不明確な場合であっても、遺言者の真意を探究せざるを得ないこととなる。なお遺言意思の解釈原則に関しては、野村豊弘「遺言意思の解釈」野村豊弘＝床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（商事法務、2008 年）9 頁以下参照。

(16) もっとも、通常の保険金受取人変更について何ら制限を設けず、遺言による保険金受取人変更についてのみ一定の範囲の者に限定するという条項を設けることについては、遺言自由の原則に反するものとして認められないものとする。

(17) 石田満『商法Ⅳ（保険法）【改訂版】』（青林書院、1997 年）333 頁、西嶋梅治著『保険法〔第三版〕』（悠々社、1999 年）364 頁、田辺康平著『新版現代保険法』（文真堂、1995 年）251 頁等。

者故殺免責条項における「保険金受取人」も同様に解されている⁽¹⁸⁾。

保険法においては、保険金受取人の定義として「保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう」と規定されている（同法 2 条 5 号）。この定義は保険法 51 条 1 号 3 号所定の保険金受取人にも当てはまることになる⁽¹⁹⁾。この定義規定からすると、第三者による被保険者故殺免責が問題となる場合を除き、現行商法での免責の対象となる保険金受取人の意義について同様に解することは難しいものと考えられる。

遺言による保険金受取人の変更がなされている場合、当該遺言が発見されるのが遺言者死亡後直ちに見つかる訳とは限らず、数週間後ということも考えられる。遺言者が保険契約者兼被保険者であり、その者を殺害した者が遺言書中の保険金受取人であることも考えられる。この場合に、その理論構成については争いがあり得るにしても、保険者の免責が認められると考えられる⁽²⁰⁾。

既に保険金の支払いがなされておれば、保険者は保険金を取得した旧保険金受取人に対して不当利得返還請求権を行使することとなる。反対に、旧保険金受取人が被保険者を故殺したとして、保険者が免責を主張し保険料積立金の返還をした後に、遺言が発見されることも想定される。この場合には、保険者の免責は認められないと考えられるため、新保険金受取人に対して保険金の支払いを行うこととなると考えられる。

上述のようなケースはまれなものと考えられるが、実務上、その処理について混乱を来すことがないように配慮しなければならないと考える。

6. 保険金受取人の死亡

(1) 保険法 43 条 1 項・72 条 1 項と保険法 46 条・75 条との関係

保険法 46 条・75 条は、保険金受取人が保険事故（保険給付事由）発生前に死亡した場合には、保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となるとする。

保険法では 43 条・72 条において保険契約者の保険者に対する保険金受取人変更の場合と、先述の通り特則として 44 条・73 条において遺言による保険金受取人変更を認めている。保険契約者の意思表示において保険金受取人の変更が認められる場合というのは以上の 2 つの場合についてである⁽²¹⁾。

(18) 田辺康平「生命保険契約と保険者の免責事由」ジュリ 736 号（1981 年）112 頁。

(19) 異なる意味と解するためには、保険法 60 条 2 項括弧書のように文言上明確にすることが必要となると考える。

(20) 山下典孝「保険法における保険金受取人変更に関する一考察」生保論集 167 号（2009 年）137 頁参照。

(21) 保険法 46 条・75 条も死亡した保険金受取人からその者の相続人全員が保険金受取人となる点を捉えれば、保険金受取人の変更と同じ効果を持つことになるが、これはあくまでも法律の効果によるものとして、保険契約者の保険金受取人変更の意思表示とは別個の制度として捉えることが必要と考える。

保険法 46 条・75 条は、保険金受取人が保険事故（保険給付事由）の発生前に死亡し、保険契約者が新たに保険金受取人を変更しないときに、介入権を行使できる可能性のある保険金受取人が誰となるかを定めた規定と考えることができる。したがって、保険法 43 条 1 項・72 条 1 項が任意規定とされていることから、保険契約者が保険金受取人を変更しないとする約定がなされていたとしても、保険法 46 条・75 条の適用が排除されることにはならないと考える⁽²²⁾。

(2)適用回数と受取人の範囲等に関する解釈問題

保険法 46 条は「保険事故発生前に死亡したときは」と明文化し、保険事故発生と同時に保険金受取人変更を認める最 3 小判平成 5 年 9 月 7 日民集 47 卷 7 号 4740 頁での暫定適用説の立場を採っていないと考えられる⁽²³⁾。従って、保険契約者兼被保険者が保険金受取人の相続人の一人であった場合、別途、保険金受取人変更手続をとらない限りは、保険事故発生時にその者の相続人が保険金受取人となることは認められないこととなる。

立案担当者は、保険法 46 条は保険事故発生前に保険金受取人が死亡する度毎に適用されるが、保険事故が発生したときに、保険金受取人の相続人として生存している者がその人数に応じて均等割で決めるという立場を採っているものと考えられる⁽²⁴⁾。

具体的な例を挙げて説明すれば、保険契約者兼被保険者 A が、妻 B を死亡保険金受取人、死亡保険金額 6000 万円の生命保険契約を締結した。A B 間には子 C 1、C 2 がいる。B が A より先に死亡した場合、保険法 46 条が適用され A、C 1、C 2 が保険金受取人に変更される。A が死亡し、保険事故が発生した場合、A 死亡時は、保険法 46 条は適用されず、生存する C 1、C 2 が各 3000 万円の保険金を取得することとなる。

また、A の死亡前に C 1 が死亡し、C 1 の相続人に妻 D 及び C 1 D 間の子 E がおり、その後、A が死亡した場合には、C 2、D、E が各自 2000 万円の保険金を取得することになるものと考えられる。この場合の保険金受取人間の受取割合については、別段の意思表示が

(22) この場合、保険法 46 条・75 条の適用が排除され、死亡した保険金受取人が確定していることになった場合、死者を保険金受取人とすることを認めてしまうこと、保険事故（保険給付事由）が発生したときには、当該保険契約に基づき保険金は、死亡した保険金受取人の相続財産に組み込まれることとなるが、保険金受取人の死亡と、保険事故（保険給付事由）発生とにおいて時間的にかなりの隔たりがあるときに、死亡した保険金受取人の遺産分割との関係が問題が生じること、保険金請求権の譲渡については、保険契約者ではなく保険金受取人が行うものと解されていることとの関連性の問題、等が生じることとなる。仮に、保険契約者が特定の A という者以外に保険金受取人を変更しない旨の約定を保険者としていた場合でも、A が保険事故（保険給付事由）発生前に死亡したときでも、今後、一切保険金受取人の変更を行わないことまでも含めて合意したとまでは言えないものと解される。したがって、保険法 46 条・75 条の適用を排除するまでの合意を保険契約者と保険者との間で合意したと解釈することはできないものと考えられる。

(23) 山下（典）前掲（注 20）139 頁。

(24) 萩本・前掲（注 4）書 189 頁注(2)、山下（典）前掲（注 20）142 頁参照。

【平成 21 年度日本保険学会大会】

シンポジウム「新保険法の課題と展望」

レジュメ：山下典孝

ない限りは、民法 427 条により均等割りとなる。もっとも保険法 46 条・75 条は任意規定とされており、約款等で相続割合とすることも許される。しかし、保険金受取人が死亡する度毎に保険法 46 条・75 条が適用され、保険金受取人が変更されてしまうことから、民法の相続法に従った割合において適切に処理できる場合のみとは限られず、相続関係を擬制するなどの調整等を余儀なくされるケースも出てくることが考えられる⁽²⁵⁾。

保険法 46 条の解釈で問題となるのは同時死亡についてである⁽²⁶⁾。そもそも、保険法 46 条の射程は、保険金受取人が保険事故発生前に死亡したときのことを規定するものであり、同時死亡については、保険法 46 条においては直接の適用対象ではなく、解釈論として類推適用が可能か否かが問題となる⁽²⁷⁾。

それでは、上記の相続関係で、A と C 1 が同時死亡の推定を受けた場合はどうなるか。この場合には保険法 46 条は適用されず、C 2 のみが独占的に保険金を取得することとなる。この場合が文言上素直な解釈となる。前掲・最 3 小判平成 5 年 9 月 7 日での判例法理によれば D、E も保険金受取人となる結論において相異が出てくることになる。このような相異が出てくることに合理性がないと解するのであれば、同時死亡の場合においても、保険金受取人の変更がなされずに保険事故が発生したときの 1 類型であるとして、A と C 1 が同時死亡したときにも、保険法 46 条を類推適用して、D、E も保険金受取人として考えられることになる。

(25) 確かに設例の場合に、C 1 が保険事故発生前に死亡した場合、C 1 の相続人が多ければ、均等割りとなった場合に、C 2 の取得割合が少なくなり、相続割合による方が合理性を持ち得るとも考えられる。しかし、保険法 46 条は保険契約者が別の誰かを保険金受取人に変更しない場合について適用があるものであり、保険金受取人の死亡の順番によっては均等割りよることが個別の事案においては妥当な結論を導くことも考えられなくもない。できるだけ保険契約者または被保険者の近親者に保険金が多く取得できるようにすることを考えて法定相続としたいのであれば、旧来の商法 676 条 2 項の解釈ルールにとらわれることなく、別個約款で独自のルールを設けることも一考ではないか。

(26) 商法 676 条 2 項に関して同時死亡が問題となった事案に関して、最 3 小判平成 21 年 6 月 2 日裁判時 1484 号 1 頁は、「商法 676 条 2 項の規定は、保険契約者と指定受取人とが同時に死亡した場合にも類推適用されるべきものであるところ、同項にいう『保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人』とは、指定受取人の法定相続人又はその順次の法定相続人であつて被保険者の死亡時に現に生存する者をいい・・・、ここでいう法定相続人は民法の規定に従って確定されるべきものであつて、指定受取人の死亡の時点で生存していなかった者はその法定相続人になる余地はない」と判示する。本件については、犬伏由子「判批」速報判例解説 TKC ローライブラリー民法（家族法）No.32、甘利公人「判批」保険毎日新聞 2009 年 8 月 5 日 4 頁以下参照。実務においては、前掲最 3 小判平成 21 年 6 月 2 日と同様な取扱を行っている保険者と、同時死亡の場合も受取人先死亡の場合に準じて民法 32 条の 2 の適用によらないで処理を行う保険者とがあった。前者の取扱をする保険者が比較的多いとの話である。

(27) 既にこの問題については、山下（典）・前掲（注 20）144 頁・145 頁において検討を加えているので、そちらも参照願いたい。

次に、C 1 及び C 2 に妻子がなく、A、B、C 1 及び C 2 が同時死亡の推定を受けた場合はどうなるか。保険法 46 条は保険金受取人が不存在となる事態をできる限り回避するために設けられた規定と解するのであれば、保険法 46 条を準用する余地が出てくる。この場合、民法の規定に従い、相続人の範囲が決まることになり、A、B 共に両親が健在だったとしても、B の両親のみが、B の相続人として保険金受取人となると解されることになると考えられる。問題はこのような解釈によれば、このようなケースにおいて相続人の範囲が次順位の者も含まれると解する余地が出てくることとなる。

保険金受取人の相続人がまったく不存在の場合には、保険法 46 条の趣旨から当該規定を準用するのではなく、保険契約者自身を保険金受取人とする自己のためにする契約となるものと解する余地もあり得る⁽²⁸⁾。保険法 46 条の規定は任意規定とされていることから、約款等でできる限り、紛争が生じないように対応されると思われるが⁽²⁹⁾、同条の適用範囲や相続人の範囲に関しては解釈上不明確な点が残っていることになる。

III 介入権に関する課題⁽³⁰⁾

保険法においては、差押債権者等が保険料積立金のある死亡保険契約及び傷害疾病定額保険契約を解除しようとした場合、当該保険契約の保険金受取人（保険契約者を除く、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。）に保険契約の継続の機会を与える趣旨で介入権を認める⁽³¹⁾。上記の趣旨のみならず、差押債権者等の解除権者の権利保護、保険者の事務処理等における過度の負担の回避、といった点も考慮する必要はある。保険契約者の同意を得た介入権者は、解除の効力が生じるまでに保険者に対する解除通知到達日における解約返戻金相当額⁽³²⁾を解除権者に支払う必要がある（保険

(28) 相続人不存在の場合の問題については、山下(典)・前掲(注20)142頁～144頁参照。

(29) 生命保険会社の約款においては、前掲・最3小判平成5年9月7日の法理を踏襲する意味から、保険事故発生(保険給付事由発生)の際にも保険金受取人の相続人が保険金受取人となる条項の適用を認める内容とするようである。さらに、保険金受取人の相続人で生存する者がいない場合には、保険契約者が保険金受取人となるとして、保険金受取人が不存在とならないよう約款条項で手当をする会社もあるようである。また前掲・最3小判平成21年6月2日とは異なる実務を行っていた保険者においては、同時死亡の場合には、保険金受取人が先に死亡したと擬制する条項をおき、保険金受取人の相続人の範囲についても同様に、先に死亡したと擬制して処理する旨の条項を設けることを考えているようである。

(30) 介入権に関する実務上及び解釈上の問題については、遠山優治「契約当事者以外の者による解約の効力等(介入権)について」生保論集165号(2008年)171頁以下において詳細に検討されておられる。

(31) 萩本・前掲(注4)書201頁参照。

(32) 介入権者である保険金受取人が、解除権者に支払う金銭の性格について、税法上の取扱について問題が生じる可能性がある。①介入権者が、当該保険契約を保険契約者から買取のために解約返戻金相当の金銭を支払ったと解するのか、②保険契約者の借財の一部を契約者本人に代わって、介入権者が支払いをしたと考えて、当該行為は、無償贈与と考えるのか、③保険契約者と介入権者の間で、金銭消費貸借契約を締結して支払いをしたものとするのか等によって、税法上の取扱が異なることとなる。この問題は、

法 60 条 2 項・89 条 2 項)。解除通知到達日における解約返戻金相当額については保険者に問い合わせをする必要があるが、保険契約者以外の者からの問い合わせに安易に応じることや個人情報保護との関係で問題が生じる等、保険者の過度の負担を回避する必要性から、保険契約者と共に介入権者が保険者に対して当該額の確認を求めることは許されるものと考えられる⁽³³⁾。

解除通知から 1 ヶ月未満に事前の約定により当該保険契約が終了する場合、保険金受取人の介入権は認められず、即時解除として処理されるか、この場合も介入権は認められるが、約定されている契約終了時に清算して処理することとなるか。具体的な例としては、生死混合保険契約において解除権通知から 1 ヶ月未満に満期日が到来するような場合、契約が失効した場合、保険者による契約解除がなされた場合等が考えられる。保険法 60 条 1 項・89 条 1 項は差押債権者等に解約の効力発生までの 1 ヶ月間待たなければならないという効果しかないこと⁽³⁴⁾、介入権が認められた趣旨等を考えれば、1 ヶ月未満で保険契約が終了するような場合でも介入権者の介入権を認め、さらに解除権者の利益保護との調整を図る解釈をすれば、差押債権者等の利害を不当に害することはなく、許されるものと考ええる。また生死混合保険契約において、死亡保険金受取人と満期保険金受取人が異なる場合、保険法 60 条～62 条の類推適用によって満期保険金受取に介入権が認められることとなるかが問題となる。

差押権者が保険契約者の生命保険契約について、引受生命保険会社に対して解除請求の通知を行い、保険金受取人が保険契約者の同意を得て介入権を行使することとしている(保険法 60 条 2 項)。

1 ヶ月の猶予期間内に、保険料不払いによって失効によって保険契約が終了した⁽³⁵⁾。この場合の処理として、解除権者に対して当該契約が失効した時点で、清算を行い解約返戻金の支払いを行うと解するのか、あるいは失効の場合には、復活という制度が認められているため、保険契約者の復活の権利を保障するため、この場合も 1 ヶ月の猶予期間経過後に清算を行うと解するのか、について見解の相違が出てくるものと考えられる。

次に、保険者の解除請求の場合が問題となる。1 ヶ月の猶予期間内に、重大事由解除や告知義務違反解除がなされた場合に清算の時点としては、解除請求権が行使された時点の金額を請求できるものと考えられる。また保険者が詐欺による取消や不正請求目的によって解約返戻金の支払いが免除されている場合でも、解除請求権者は、本来は、即時解除す

保険契約者と介入権者の間の問題でどのような合意がなされたかによって処理されることとなると考える。

(33) 遠山・前掲(注 30) 195 頁参照。

(34) 遠藤・前掲(注 30) 185 頁・186 頁参照。

(35) 生命保険契約において自動貸付制度のない契約も多くあり、一定の保険料支払期間経過後に保険料未払いにより保険契約が失効するケースも考えられることになる。

れば得られた解約返戻金を、介入権者の介入権行使が認められたために、それを失うことは解約権者の利益を著しく害することとなるため、保険者は、解約返戻金の支払いに応じることが必要となると考える。